



乳幼児用いすのSG基準

通商産業大臣承認 56 産第 3940 号

一般財団法人製品安全協会改正・26 安全業G第 009 号

1981 年 9 月 2 日

2014 年 4 月 21 日

乳幼児用製品（乳幼児用いす）専門部会 委員名簿

（五十音順・敬称略）

	氏 名	所 属
（部会長）	加藤 忠明	独立行政法人国立成育医療研究センター
（委 員）	伊吹 裕司	株式会社大和屋
	神崎 一美	株式会社ティーレックス
	菊地 貴幸	株式会社アガツマ
	佐竹 愛子	NPO 法人かわさきコンシューマーネット
	佐藤 博明	日本トイザラス株式会社
	中村 尚茂	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	新美 健太郎	株式会社カトージ
	西田 佳史	独立行政法人産業技術総合研究所
	三浦 在路	株式会社生活品質科学研究所
	見座 宏昭	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	三谷 誠二	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	宮内 悦男	全国ベビー&シルバー用品連合会
	吉田 剛毅	コンビ株式会社
（関係者）	岡部 忠久 高橋 政義	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課 経済産業省商務情報政策局日用品室
（事務局）	一般財団法人製品安全協会 業務グループ E-Mail operation@sg-mark.org	

乳幼児用いすの S G 基準

SG Standard for Chairs for Infants

1. 基準の目的

この基準は、乳幼児用いすの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭の室内で使用する一人用乳幼児用いす（以下「いす」という）について適用する。ただし、乳幼児用ハイチェア、乳幼児用ハイローラック、乳幼児用テーブル取付け座席及び乳幼児用揺動シートは除く。

3. 形式分類

いすの形式は、次のとおりとする。

A1 形：いす本体に保護わくが取付けられていない形式のもので、お座りができる概ね 7 か月から 36 か月（体重 16 k g 以下）の乳幼児が使用するもの。

A2 形：いす本体に保護わくが取付けられている形式のもので、お座りができる概ね 7 か月から 36 か月（体重 16 k g 以下）の乳幼児が使用するもの。

なお、保護わくとは、乳幼児の転落を防止するためのテーブル等をいう。

B 形：座面と股フレーム及び背もたれ等が一体となった形式のもので、首がすわる概ね 4 か月から 18 か月（体重 12 k g 以下）の乳幼児が使用するもの。

C 形：大人用いすの上に取り付ける形式のもので、お座りができる概ね 7 か月から 60 か月（体重 24 k g 以下）の乳幼児が使用するもの。また、身体保持機構及び大人用いすに固定できるベルト等の機構を有しているもの。

なお、身体保持機構とは、乳幼児の座席からの遊離を防止するためのものをいい、

①股ベルト（股フレームを含む）＋腰ベルト、または②股ベルト（股フレームを含む）＋前枠（テーブルと兼用の場合を含む）をいう。

4. 安全性品質

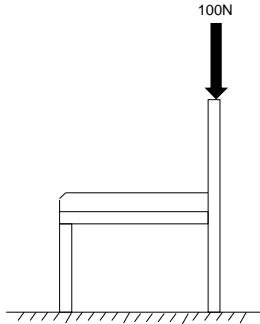
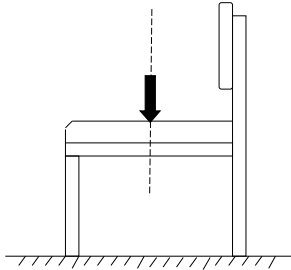
いすの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	1. いすの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には、傷つけるおそれのあるばり、先鋭部等がないこと。 (2) 外部に現れるボルト・ナット等の先端部は突き出していないこと。	(1) 目視、触感等により確認すること。 (2) 目視、触感等により確認すること。

項目	基準	基準確認方法
	<p>(3) 組み立ては容易かつ確実にでき、組み立てた各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。</p> <p>(4) 乳幼児の手足の届く範囲に 5mm 以上 13mm 未満の傷害を与えるおそれがあるすき間がないこと。</p> <p>(5) 床面から座面前縁中央までの寸法は 260mm 以下であること。</p> <p>(6) 背もたれの高さは 200mm 以上であること。 ただし、C 形で適用月齢が 12 か月以上からのものは除く。</p> <p>(7) A2 形のものにあつては、座面から座側の位置における保護わく上面までの高さが、180mm 以上、240mm 以下であること。</p> <p>(8) A2 形のものにあつては股ベルト（股フレームを含む）、B 形及び C 形のも</p>	<p>(3) 取扱説明書に従い組み立てを行い、目視、操作等により確認すること。</p> <p>(4) 硬質材料（木材、金属、硬質プラスチック等）で構成された部品間のすき間をスケール等により確認すること。</p> <p>(5) 図 1 に示す L の寸法をスケール等により測定して確認すること。</p> <div data-bbox="1002 741 1299 1003" data-label="Image"> </div> <p>図 1 座面高さ及び背もたれ高さ</p> <p>(6) 図 1 に示す h の寸法をスケール等により測定して確認すること。 ただし、リクライニング機構を有するものにあつては、背もたれを最も起こした状態で測定すること。</p> <p>(7) 図 2 に示す寸法をスケール等により測定して確認すること。ただし、座面に軟質材料等が施されているものにあつては、座面中央部に幅 50mm、長さ 50mm、厚さ約 20mm の木製あて板を置き、あて板の中央に 5kg の荷重を加えた後確認する。</p> <div data-bbox="971 1630 1326 1845" data-label="Image"> </div> <p>図 2 座面から保護わく上面までの高さ</p> <p>(8) スケール等により測定して確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>のにあつては身体保持機構を有しており、ベルト等の幅は 25mm 以上であること。また、腰ベルトは長さ調節ができること。</p> <p>(9) 座席本体に折り畳み機構を有するものにあつては、使用時に容易に折り畳まれない構造であること。</p> <p>(10) B 形のものにあつては、座面中央が座面前縁より下がった位置にあること。また、股フレームが取り付けられていること。</p> <p>(11) 座面とひじ掛けや背もたれ等との間には、乳幼児の胴体等が入り込むおそれのある開口部がないこと。</p> <p>(12) C 形のものにあつては、大人用いすの背もたれ側及び座面側に固定するためのベルト等を有しており、ベルトは長さ調節ができること。</p>	<p>(9) 折り畳む方向に 100N の力を 1 分間加えたとき、折り畳まれないことを目視により確認すること。</p> <p>(10) 股フレームがあること及び図 3 に示す l_1 が、l_2 より高い位置にあつて、l_1 と l_2 の差が 20mm 以上 80mm 以下であることを目視及びスケール等により確認すること。</p> <div data-bbox="901 918 1404 1041" style="text-align: center;"> <p>前縁 l_1 お尻部分 l_2</p> </div> <p>図 3 座面の前縁と中央部の高さ</p> <p>(11) 開口部に図 4 に示す試験器具（体幹プローブ）を 30N の力で挿入し、通り抜けないことを確認すること。</p> <div data-bbox="869 1355 1364 1612" style="text-align: center;"> <p>単位: mm</p> <p>R=30 R=15</p> </div> <p>図 4 体幹プローブ</p> <p>(12) 目視等により確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法						
<p>2. 安定性</p>	<p>2. いすの安定性は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 傾斜安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>(a) 後方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>(b) 前方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>(c) 側方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>(2) 鉛直負荷試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>(a) A1 形及び A2 形でひじ掛けを有するものにあつては、ひじ掛けの鉛直負荷試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>(1) いすを試験板上に静置し、円筒形重すい（鋼製シリンダー）を座面中央部に載せ、試験板を指定の角度に傾斜させたとき、転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>ただし、高さ調節ができるものにあつては、最高位状態で試験を行うものとする。</p> <p>なお、いすが試験板上で滑る場合は、滑り止めをすること。この試験で使用する重すいは表 1 の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1</p> <table border="1" data-bbox="890 712 1396 797"> <thead> <tr> <th>質量</th> <th>直径</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15kg</td> <td>200mm</td> <td>300mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(a) 試験板を 20° 後方に傾斜させたとき、転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>(b) 試験板を 20° 前方に傾斜させたとき、転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>(c) 試験板を 20° 側方に傾斜させたとき、転倒しないことを目視により確認すること。</p> <p>(a) 図 5 で示すように、水平で平坦な床面に設置し、片側のひじ掛けの中央部に 100N の力を鉛直方向に加えたとき、転倒しないことを目視により確認すること。</p> <div data-bbox="970 1579 1220 1915" data-label="Image"> <p>The diagram shows a side view of a chair with a backrest and four legs. A vertical arrow labeled '100N' points downwards from the center of the right armrest. The chair is shown sitting on a horizontal surface indicated by a line with diagonal hatching below it.</p> </div> <p style="text-align: center;">図 5 ひじ掛けの鉛直負荷試験</p>	質量	直径	高さ	15kg	200mm	300mm
質量	直径	高さ						
15kg	200mm	300mm						

項目	基準	基準確認方法
<p>3. 強度</p>	<p>(b) A1 形及び A2 形で背もたれを有するものにあつては、背もたれの鉛直負荷試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	<p>(b) 図 6 に示すように、水平で平坦な床面に設置し、背もたれの中央部に 100N の力を鉛直方向に加えたとき、転倒しないことを目視により確認すること。</p>  <p>図 6 背もたれの鉛直負荷試験</p>
	<p>3. いすの強度は次のとおりとする。</p> <p>(1) 座面の耐衝撃試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(2) 背もたれの水平強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<p>(1) 図 7 に示すように座面中央部に、質量 10kg の砂袋（直径 200mm の円筒形とする）を 150mm の高さから毎分 5 回から 15 回の落下サイクルで 250 回繰り返し落下させた後、異状がないことを目視、触感等により確認すること。</p>  <p>図 7 座面の耐衝撃試験</p> <p>(2)</p> <p>(a) A1 形及び A2 形のものにあつては、図 8 に示すように脚部を固定し、背もたれ上端中央部に対して外側方向に直角に 300N の力を 1 分間加えた後、目視により確認すること。</p> <p>なお、リクライニング機構を有するものにあつては、背もたれを最も起した状態とする。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(3) 保護わく（テーブル等）を有するものにあつては、保護わくの強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上の支障のある異状がないこと。</p>	<div data-bbox="954 241 1241 586" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="938 640 1305 674">図 8 背もたれの水平強度試験</p> <p data-bbox="868 721 1461 913">(b) B 形及び C 形のものにあつては、図 9 に示すように脚を固定し、直径 10cm のあて板を用いて背もたれの上端中央に B 形 200N、C 形 400N の力を 1 分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p data-bbox="922 922 1461 994">試験中、背もたれが変形しても、除荷後、復元するものは異状とはみなさない。</p> <p data-bbox="922 1003 1461 1196">なお、C 形で背もたれが着脱式の場合は、200N とする。ただし、取扱説明書等に乳幼児が大きく（概ね 18 か月）なったら背もたれを取り外して使用する旨の注意表記があること。</p> <div data-bbox="954 1214 1273 1594" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="954 1648 1321 1682">図 9 背もたれの水平強度試験</p> <p data-bbox="849 1774 1461 2002">(3) (a) 図 10 に示すようにいすを固定し、保護わくの前方上面中央部にあて板（長さ 150mm、幅 100mm、厚さ 20mm）を載せ、あて板中央部に 100N の力を下方へ 1 分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(4) 着脱式のテーブル、トレー等にあつては、テーブル等の強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>なお、着脱式とは、工具等を使用せずに着脱できるもので、取扱説明書等に保護わくでない旨及び重いものを載せてはいけない旨の注意表記があるものをいう。</p> <p>(5) A1 形及び A2 形でひじ掛けを有するものにあつては、ひじ掛けの水平強度試験を行なったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<div data-bbox="954 212 1246 488" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="884 519 1410 551">図 10 保護わく（テーブル等）の下方強度試験</p> <p data-bbox="863 600 1458 748">(b) 図 11 に示すようにいすを固定し、保護わくの座側中央部に 100N の力を上方へ 1 分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="954 808 1257 1104" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="884 1126 1410 1158">図 11 保護わく（テーブル等）の上方強度試験</p> <p data-bbox="847 1245 1458 1478">(4) (a) 図 10 に示すようにいすを固定し、テーブル等の前方上面中央部にあて板（長さ 150mm、幅 100mm、厚さ約 20mm）を載せ、あて板中央部に 50N の力を下方へ 1 分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p data-bbox="847 1527 1458 1675">(b) 図 11 に示すようにいすを固定し、テーブル等の座側中央部に 50N の力を上方へ 1 分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p data-bbox="847 1769 1458 1957">(5) 図 12 に示すようにいすの脚部末端を固定し、その対角上のひじ掛け中央部に 150N の力を水平方向に 1 分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認する。引き続き反対側のひじ掛けについても同様にして確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(6) A1 形及び A2 形でひじ掛けを有するものにあつては、ひじ掛けの上方への強度試験を行なったとき破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(7) A2 形及び C 形のものにあつては、身体保持用及び大人用いすへの取り付けベルト等、ベルトの強度試験を行ったとき、ベルトの破損、変形及びロックの外れ等、使用上支障のある異状がないこと。</p>	<div data-bbox="970 208 1264 495" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="927 521 1305 551">図 12 ひじ掛けの水平強度試験</p> <p data-bbox="850 600 1461 750">(6) 図 13 に示すように座面中央に質量 30kg、直径 200mm の鋼製円盤を載せ、ひじ掛け中央部を 1 分間持ち上げた後、異状の有無を目視、触感等により確認する。</p> <div data-bbox="970 801 1254 1193" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="954 1245 1332 1274">図 13 ひじ掛けの上方強度試験</p> <p data-bbox="850 1323 1461 1556">(7) いすを固定し、図 14 に示すようにベルトの中央部に直径 25mm の丸棒を介して外側方向へ 150N の力を加え、20 回（毎秒約 1 回のサイクル）繰り返し引っ張る。その後、外側方向へ 300N の力を 1 分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。</p> <p data-bbox="911 1570 1461 1677">なお、股ベルトと腰ベルトが一体でないものは、腰ベルトを股ベルトに装着した後、上記の試験を行う。</p> <div data-bbox="959 1704 1289 1951" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="970 2011 1268 2040">図 14 ベルトの強度試験</p>

項目	基準	基準確認方法
<p>4. 材 料</p>	<p>(8) B 形のものにあつては、股フレーム等の強度試験を行ったとき、破損、変形及びロックの外れ等、使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>(9) ベルトを有するもので、ベルトに長さ調節機構があるものにあつては、ベルトの緩み試験を行ったとき、締め付け具の変形、破損等がなく、かつ、緩みが 30mm 以下であること。</p>	<p>(8)</p> <p>(a) いすを固定し、フレーム中央部に幅 50mm のベルトを掛け、外側斜め下方 30 度方向へ 150N の力を 1 分間加えた後、異状の有無を目視、触感等により確認すること。 ただし、試験中、股フレームが変形しても、除荷後、復元するものは異状とはみなさない。</p> <p>(b) 腰ベルトを有するものにあつてはいすを固定し、腰ベルト単体でベルト中央部に直径 25mm の丸棒を介して外側方向へ 150N の力を 1 分間加えた後、異状を目視、触感等により確認すること。</p> <p>(9) 図 15 に示すように、取り付けベルトを本体から取り外し、取り付けベルトを締めた状態で引っ張り試験を用い、ベルトの両端が 250mm になるように固定する。 ベルトに 100N の力を加えた後、チャック間を 200mm にもどし、その操作を 10 回繰り返す。 このとき、締め付け具の緩みが 30mm 以下であることをスケール等により測定して確認し、各部に異状がないことを目視、触感等により確認すること。 なお、取り付けベルトが 2 本あり、長さ調節が同じ機構の場合は、どちらか 1 本の試験でよいものとする。</p> <div data-bbox="986 1310 1324 1500" style="text-align: center;"> </div> <p>図 15 ベルトの緩み試験</p>
	<p>4. いすの材料は次のとおりとし、付属品も含むものとする。</p> <p>(1) 木材及び木質材料には著しい割れ、くされ、虫食い、反り、狂い等がないこと。</p> <p>(2) 木材を使用している場合、含水率は 15% 以下であること。</p>	<p>(1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 電氣的測定方法等により確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
<p>5. 付属品</p>	<p>(3) 耐食性材料以外の金属材料は、防錆処理が施されていること。</p> <p>(4) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料を使用した部品は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(5) 布等の繊維製品を使用したものは、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。</p>	<p>(3) 防錆処理が適切であることを目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4) 食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号第4おもちゃの項に規定する基準に適合していることを確認すること。ただし、確認は試験成績書によること。</p> <p>(5) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和49年厚生省令第34号第1条別表第1ホルムアルデヒドの項に規定する基準に適合していることを確認すること。ただし、確認は試験成績書によること。</p>
	<p>5. いすの付属品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付属品がある場合は、使用上の安全性を損なわないこと。</p> <p>(2) 乳幼児の手の届く範囲に装着される小部品は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。</p>	<p>(1) 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、めっきのびり等の有無、機能等を目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) トルク試験及び引っ張り試験によって外れないことを確認し、外れた場合には図16に示すシリンダに抵抗なく入り込まないことを確認すること。トルク試験は、小部品を180°回転させるか又は、0.34N・mのトルクで回転させる。いずれの試験も回転力を10秒間加え、その後、反対方向にも同様に回転させる。 引っ張り試験は、トルク試験後に行い、クランプなどで掴み、90Nの力を10秒間加える。</p> <div data-bbox="973 1523 1252 1948" data-label="Diagram"> </div> <p>図16 小部品の誤飲性確認シリンダ</p>

5. 表示及び取扱説明書

いすの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
<p>1. 表示</p>	<p>1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。 ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。</p> <p>(3) 使用年齢範囲 A1形の例. お座りができる概ね7か月から〇〇月（体重〇〇kg以下）までです。</p> <p>A2形の例. お座りができる概ね7か月から〇〇月（体重〇〇kg以下）までです。</p> <p>B形の例. 首がすわる概ね4か月から〇〇月（体重〇〇kg以下）までです。</p> <p>C形の例. お座りができる概ね7か月から〇〇月（体重〇〇kg以下）までです。</p> <p>(4) 使用上の注意 次に示す主旨の注意事項を表</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。 なお、(3)及び(4)の表示項目は、安全警告標識▲を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。また、4.9mm以上の大きさ（縦寸法）の「警告」、「注意」などのシグナルワードを併記し、より認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(3) 製品を収納するカートンボックス等にも表示すること。</p> <p>(4) 製品を収納するカートンボックス等にも表示すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
<p>2. 取扱説明書</p>	<p>示すること。</p> <p>(a) 保護者の目の届く範囲で使用し、座面には立たせない旨。</p> <p>(b) 股ベルトや腰ベルト等の身体保持機構を有するものにあつては、ベルト等を装備して使用する旨。</p> <p>(c) テーブルの上等、高い場所では絶対に使用しない旨。</p> <p>(d) O形のいすの場合 背もたれのある安定した大人用いすに取り付ける旨。</p> <p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した説明書を添付すること。 なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び(3)等は図などを併記して理解しやすいものとし、(7)は安全警告標識▲等を併記してより認知しやすいものとする事。 ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後、保管する旨。</p> <p>(2) 組み立て式のものは、組み立ての要領及び注意。</p> <p>(3) 高さの調節方法やトレー等の取付け及び操作方法。</p> <p>(4) 身体保持機構の取り付け及び調整方法。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p>

項目	基準	基準確認方法
	<p>(5) C形のものにあつては、大人用いすへの固定方法。</p> <p>(6) 使用年齢範囲 A1形の例. お座りができる概ね7か月から〇〇月(体重〇〇kg以下)までです。 A2形の例. お座りができる概ね7か月から〇〇月(体重〇〇kg以下)までです。 B形の例. 首がすわる概ね4か月から〇〇月(体重〇〇kg以下)までです。 C形の例. お座りができる概ね7か月から〇〇月(体重〇〇kg以下)までです。</p> <p>(7) 使用上の注意 次に示す主旨の注意事項を記載すること。</p> <p>(a) 保護者の目の届く範囲で使用し、座面には立たせない旨。</p> <p>(b) 股ベルトや腰ベルト等の身体保持機構を有するものにあつては、ベルト等を装備して使用する旨。</p> <p>(c) テーブルの上等、高い場所では絶対に使用しない旨。</p> <p>(d) 踏み台など、いす以外での用途外使用は行わない旨。</p> <p>(e) 水平、平坦でストーブ等の危険物がない場所で使用する旨。</p>	

項目	基準	基準確認方法
	<p>(f) 室内用です。自動車、自転車等では使用しない旨。</p> <p>(g) 浴室等では使用しない旨。</p> <p>(h) 各部に緩みのないことを確認してから使用する旨。</p> <p>(i) 折り畳式の組み立てやテーブル、トレイ等の取り付けは、乳幼児の手指などを挟むことがないように、乳幼児が触れた状態では行わない旨。</p> <p>(j) 手すりやテーブル等から身体を乗り出させない旨。</p> <p>(k) 座席に乳幼児を乗せたまま持ち上げたり移動しない旨。</p> <p>(l) 同時に2人以上では使用させない旨。</p> <p>(m) A2 形の場合 テーブルを取り外した場合、取り付け用穴等が露出するため注意する旨。</p> <p>(n) B 形の場合 イ. 腰がすわっていない乳児の長時間の使用はしない旨。 ロ. 使用できる対象月齢には個人差があるため、窮屈そうになった場合は使用を止める旨。</p> <p>(o) C 形の場合 イ. 大人用いすで使用するときは、必ず固定ベルトを使用する旨。</p>	

項目	基準	基準確認方法
	<p>ロ. 背もたれのある安定した大人用いすに取り付け、背もたれのないいすや座面が小さいいす等、不安定になるいすには取り付けてはいけない旨。</p> <p>ハ. 背もたれが着脱式のもの は、乳幼児が大きく（概ね18か月）になったら背もたれを外して使用する旨。</p> <p>(p) B形及びC形でテーブルやトレイ等が着脱式のもの は、保護わくではない旨及び重いものを載せてはいけない旨。</p> <p>(8) 日常の点検、保守、清掃などに関する説明。</p> <p>(9) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。 例えば、ビニール袋、梱包材など</p> <p>(10) 修理、廃棄に関する注意事項</p> <p>(11) SGマーク制度は、いすの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(12) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号</p>	

幼児用いすのSG基準の解説

乳幼児用いすの基準改正について

幼児用いす（以下、「いす」という）の従来基準は昭和56年（1981年）に制定され、その後一度の改正もなく現在に至るが、近年、従来製品とは形態や使用方法の異なる製品が増えてきている。このため、基準改正の考え方としてこれらの新しい製品群の基準への取り込みを図るとともに、国内で流通している従来製品の事故やクレーム等を基に、消費者が誤った使い方をしないための必要事項も含めて、事故の防止及び傷害の可能性を最小限にするために、安全基準項目の見直し及び検討を行った。

基準改正に際し、重視した点は、以下の3点である。

1. 柔らかな樹脂を使用し一体成形で作られているバンポタイプのソファや大人用のいすの上に載せて使用するブースターチェアなど、新しい形態、新しい使用方法のいすについての基準の新設。
2. 従来製品の市場で発生している事故情報及び不具合情報等の精査による再発防止のための基準の追加及び変更。
3. 基準の記載様式を現在の様式に統一（変更）。

基準の審議は2013年3月の第1回専門部会から12月の第2回専門部会までの8ヶ月の間、分科会も含め計6回の審議を行い基準を作成した。

形式分類

1. 適用対象となるいすを3つに分類し、従来基準の4本脚のいすをA形（A1形及びA2形）とし、新たに対象としたいすをB形及びC形とした。
2. 乳幼児を乗せたり座らせたりするSG製品には、適用範囲あるいは形式分類で適用範囲の上限のみ月齢と併せ体重を表記することとした。表記する体重は「平成22年乳幼児身体発育調査報告書」（厚生労働省発表資料）に示される男子97パーセンタイルの体重とする。

安全性品質

1. 外観、構造及び寸法

1. (1)、(2)及び(3) 仕上げ、先端部の突き出し及び組立て
各部の組み付け状態について規定し、使用する幼児を含め保護者も身体に傷害を与えないように規定した。
1. (4) すき間
乳幼児の指が入りにくい構造として、着座した状態で手足の届く範囲に5mm以上13mm以下のすき間がないこととし、生後4か月からの乳児も対象のため深さの除外は10mmとはせず、5mmとした。
1. (5)及び(6) 座面高さ及び背もたれ高さ
従来基準にある寸法をそのまま採用し床面からの座面高さは160mm以下、背もたれの高さは200mm以上とした。なお、C形で大人用いすに載せて使用する場合は大人用いすに背もたれがあることと、12か月以上の幼児は着座したとき、自分の身体を支えられることから適用月齢が12か月以上からのものは背もたれの高さについては対象外とした。
1. (7) 座面から保護わくまでの高さ

従来基準にある3歳児の座面—ひじ頭間距離を参考に、座面から保護わく上面までの高さは従来基準同様180mm以上、240mm以下とした。

1. (8) 身体保持機構及びベルトの幅

股ベルト及び腰ベルトも含め、身体保持に関するベルトの幅は全て25mm以上とした。

なお、ベルトの強度試験は従来基準のままとした。

1. (9) 折り畳み性確認

使用中に折り畳まれないことの構造確認であるが、従来基準の300Nから100Nの力で折り畳まれないことに変更した。理由として、折り畳む方向は座るときの開く方向とは逆方向のため、100Nの力であれば確認できると判断した。

1. (10) B形の構造確認

対象月齢が腰のすわらない生後4か月からの乳児のため、着座姿勢を安定させ容易に抜け出さないようにさせるには、座面中央が座面前縁より低い位置にあることが必須であり、高低差の最小を20mm以上とした。なお、入手したB形2製品の高低差は概ね40mm～50mmであった。

1. (11) 座面とひじ掛け等の開口部

この開口部規定は、幼児の身体（頭部や胴体）が挟まれないように新たに設けた規定で、挟まれ事故に関する情報は東京消防庁の救急搬送事故情報が基になっている。

開口部寸法の対象月齢は事故情報の分析等より7か月～18か月の幼児とし、また、厚労省平成22年度・乳幼児身体発育資料（下表参照／単位cm）によると出生後～24か月までの場合、25パーセント値以下では頭囲より胸囲の方が小さいため、挟まれ防止のための身体部位を頭部ではなく胴体（体幹）とした。

年・月・日齢	パーセンタイル値					
	3パーセンタイル		25パーセンタイル		97パーセンタイル	
	胸囲	頭囲	胸囲	頭囲	胸囲	頭囲
出生時	27.7	< 30.5	30.5	< 32.5	35.0	< 36.0
3～4か月	37.8	< 38.6	40.4	= 40.4	45.7	> 43.7
7～8か月	41.0	< 41.6	43.2	< 43.3	48.6	> 46.5
11～12か月	42.4	< 43.2	44.5	< 44.9	49.8	> 48.3
1年5～6か月	43.9	< 44.7	46.0	< 46.5	51.3	> 50.1
1年11～12か月	45.2	< 45.5	47.3	= 47.3	52.7	> 51.1

このため、開口部の大きさ確認の試験器具（体幹プローブ）の形状は、欧州安全規格で規定するプローブを参考とした。また、プローブの寸法は独立行政法人・製品評価技術基盤機構の日本人乳幼児に適合した体幹ジグ寸法データ（別紙1参照）を基にした。

1. (12) C形の大人用いすへの固定ベルト

大人用いすに載せて使用した場合の安定性を確保するためには、大人用いすの形状や座面の状態にも左右されるが、より確実に固定するためには大人用いすの背もたれ側と座面側に固定する2本のベルトを装備する必要がある。

2. 安定性

2. (1) 傾斜安定性

従来基準と同様、後方、前方及び側方の3方向とも傾斜角は20度としたが、試験時搭載する重すいは、実験の結果等から質量よりも重心位置の高い方が有効との判断から直径200mm、質量20kgの砂袋から、直径200mm、質量15kgの鋼製シリンダーとした。

2. (2) 鉛直安定性

A1形及びA2形は4本脚構造であり、他の形式のいすのような末広がり構造のもの比べると不安定なため、着座姿勢からひじ掛に手を掛け立ち上がったときの安定性を規定するため新たに鉛直負荷試験を設けた。

立ち上がり時にひじ掛けにかかる力は体重の60%であるところから、対象となるA1形及びA2形

の最大適用月齢 36 か月児の体重（97^{パーセント}値 16kg）より 100N とした。

3. 強度

3. (1) 座面の耐衝撃性

従来基準と同様とした。

3. (2) 背もたれの水平強度

1. A1 形及び A2 形については従来基準と同様とした。

2. いすの背もたれにかかる衝撃値は体重の 60% であり、試験時加える力の B 形 200N、C 形 400N は、それぞれの最大適用月齢児の体重（97^{パーセント}値 B 形 12kg、C 形 24kg）の 60% に安全係数 3 を乗じて求めた。

なお、C 形で背もたれが着脱式の場合、乳幼児が大きく（概ね 18 か月）なったら背もたれを取り外して使用する旨の表記のある製品は 200N としたが、これは背もたれの使用対象となる 18 か月未満の幼児の体重（最大 12kg）を基にした。

3. (3) 保護わく（テーブル等）の強度

従来基準と同様、100N とした。

3. (4) 着脱式のテーブル、トレーの強度

工具等を使用しないで着脱できるテーブル等とはいえ一定以上の力で保持される必要があるため、固定式保護わく（テーブル等）の強度試験 100N の 50% の 50N とした。

3. (5) 及び (6) ひじ掛けの水平強度試験

従来基準と同様、100N とした。

3. (7) ベルトの強度試験

A2 形の股ベルトは従来基準と同様とした。また、C 形のように腰ベルトと股ベルトが一体でないものは、腰ベルトを股ベルトに装着して同様の試験を行うこととした。

3. (8) B 形の股フレーム試験及び腰ベルト試験

構造上、股フレームと腰ベルトはセパレート（分離構造）となるため、引っ張り試験もそれぞれ単独で実施することになる。このため、股ベルトと腰ベルトが一体となっているベルトの引っ張り力 300N に対し、それぞれ 1/2 の 150N とした。

3. (9) ベルトの緩み確認試験

従来基準にこの規定はなかったが、乳母車等乳幼児用品でベルトを有しかつ長さ調節機構をもっているものと同様の規定内容とした。

4. 材料

4. (2) 木材の含水率

従来基準及び他の乳幼児用製品の含水率基準（15% 以下）と同じ規定とした。

4. (4) 合成樹脂部品及び合成樹脂塗料の安全性

他の乳幼児用製品と同様、合成樹脂部品及び合成樹脂塗料を使用した部品は乳幼児に対して有害な物質を含有しないこととし、食品衛生法に基づくおもちゃの規定に適合していることを規定した。

4. (5) 繊維製品の安全性

他の乳幼児用製品と同様、布等の繊維製品を使用したものはホルムアルデヒドの溶出がないこととし、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づくホルムアルデヒドの項に規定する基準に適合することを規定した。

5. 付属品

5. (2) 小部品の誤飲防止

EN 基準に準拠し、小部品の外れにくさと外れた部品は誤飲する大きさではないことを規定した。

表示及び取扱説明書

1. 表示

使用年齢範囲や使用上の注意事項については、当該商品の購入を検討している消費者への情報提供を目的として、本体を収納するカートンボックスにも表示することを義務づけた。

2. 取扱説明書

取扱説明書には製品本体に記載する警告文と一部は重複するが、乳幼児用いすを安全に使用するうえで必要な使用上の注意事項及びそれに関連する情報等を記載することとした。特に、使用上の注意事項は全てのいすに共通する事項と、形式分類で区分したいすの固有事項とに分けをそれぞれ記載した。

<別紙1>

		日本人乳幼児に適合した体幹ジグ寸法データ		
		単位 mm		
体幹ジグ		a部分	b部分	c部分
		乳頭位矢状径の5%タイル	臀溝厚径の5%タイル	立位臀部幅の5%タイル
0歳	0～3か月	85	45	100
	3～6か月	90	60	130
	6～9か月	95	70	140
	9～12か月	95	60	145
1歳	12～18か月	100	65	140
	18～24か月	100	50	140

注：独立行政法人製品評価技術基盤機構資料より抜粋。また、紙面の都合で2～6歳児の寸法データは割愛した。

